

平成 27 年度
第 1 回六ヶ所村総合教育会議

日 時 : 平成 28 年 1 月 20 日 (水) 午前 11 時～

場 所 : 中央公民館会議室

次 第

1. 開会

2. 村長あいさつ

3. 議事

(1) 六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）について

(2) 六ヶ所村教育施策の大綱（案）について

4. その他

5. 閉会

六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、六ヶ所村総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議は、村長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに協議及び調整すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議長）

第3条 会議の議長は、村長をもって充てる。

（公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの事由があると認めるときは、協議の上、これを公開しないことができる。

（議事録の作成及び公表）

第5条 村長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開の会議の議事録は、公表しない。

2 前項の規定による公表は、六ヶ所村公式ホームページに掲示することにより行う。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、総務部門総務課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、村長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

六ヶ所村教育施策の大綱（案）

1. 大綱策定の趣旨

このたびの教育委員会制度改革の一環として、各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育施策の大綱」を策定することが求められることとなりました。

本村では、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 4 次六ヶ所村総合振興計画」を策定しております。

その計画を踏まえ、村の目指すべき教育・人づくりの基本方針としての大綱を策定します。

2. 大綱の期間

大綱の実施期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。ただし、関係法令の改正や第 4 次六ヶ所村総合振興計画の見直し、また、社会情勢の変化等を踏まえ、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

3. 基本方針

“人財の力”を高めるために～『未来を支える人と文化を育てる』

少子高齢・人口減少時代に地域自らの知恵や熱意で地域創生を推進していくためには、いかにして地域の人財を確保できるかが鍵を握っています。恵まれた自然、先進的、国際的な研究機関がもたらした環境など六ヶ所村ならではの個性（特色）を積極的に活かしながら、村の将来を担う子供たちが育つ質の高い魅力ある教育環境を創出するとともに、先人から伝えられた文化と新たな文化の融合による地域個性を形成することにより、未来を支える人と文化を育て、地域の人財力を高めていきます。

4. 基本計画

①教育環境の充実

次の時代を担う子どもたちの健やかな成長のため、認定こども園の拡充

や放課後児童教室などによる子育てのしやすい環境の整備を図ります。

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人財育成を目指し、小・中学校の適正配置や通学時の安全確保など就学環境の整備、村費教員の配置やICTの活用の推進などにより教育の質の向上を図ります。

②生涯学習・スポーツの振興

生涯学習について、時代の変化を捉え、住民の興味・関心が高まるよう、地域の問題解決や青少年の健全育成のための講演会や地域連携学習会、高齢者が趣味や文化活動を通じて交流し、生きがいを感じることができるよう生涯学習講演会を開催します。また、スポーツイベントの開催によりスポーツに親しむ機会を提供しスポーツ人口の拡大を図ります。

なお、体育協会などの各種スポーツ団体の育成・支援を推進していくとともに、関連施設の整備及び施設運営の充実を図ります。

③地域文化の創造

次世代に継承する地域文化の創造をめざし、文化講座や芸術講座等の文化活動の充実、郷土大学講座による郷土理解と自己啓発の促進、文化活動団体への支援による文化創造の推進を図ります。

郷土文化の保存・継承に取り組む民族芸能団体への支援による郷土文化の継承を図ります。

④多様な交流の推進

公民館のもつ「人と人をつなぐしかけ」を活用し、歩け歩け運動や民俗芸能発表会などによる、スポーツや文化活動を通じた地域間・世代間交流の推進を図ります。

国際化に対応するという広い視点で、小・中学生海外体験学習などの国際交流の推進を図ります。

⑤人財育成の推進

児童生徒が六ヶ所村に誇りを持ち、志を抱き、これからの社会で自立するための力や国際的視野を身に付け、主体性を発揮しながら国内外で活躍できる人財育成のための外国語教育を始め、スポーツや文化等を通じた交流事業の展開や、東北大学などによるキャリア教育の推進による環境づくりを図ります。